

## 平成25年度伊勢での熊野古道情報発信等業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

### 1 企画提案コンペの目的

平成25年度は、神宮式年遷宮が執り行われ、伊勢神宮に1300万人の観光客が訪れることが予想されています。また、伊勢と熊野の2大聖地を結ぶ世界遺産熊野古道伊勢路は、来年、登録10周年を迎えます。東紀州地域への交通アクセス利便性も高速道路の延伸により大きく向上します。このような中、伊勢で熊野古道の情報の発信と誘客の仕掛けづくりを行うことで、熊野古道に対する関心を高め、東紀州地域への誘客促進につなげます。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 業務内容

伊勢から熊野への流れを創出するために、移動促進の仕掛けをつくるとともに遷宮客で賑わう伊勢において世界遺産熊野古道伊勢路の情報を発信することで、来訪者の熊野古道への関心を高め、来年、世界遺産登録10周年を迎える東紀州地域への来訪促進につなげる。

#### (ア) 移動促進の仕掛けづくりの実施

伊勢から熊野への移動が促進するような、仕掛けの提案及び実施 1件以上

#### (イ) 情報発信の実施

伊勢での来訪者に対する熊野古道伊勢路の情報発信の実施 1件以上

#### (2) 委託業務名

平成25年度伊勢での熊野古道情報発信等業務委託

#### (3) 委託期間

契約の日から平成26年3月27日(木)まで

#### (4) 契約上限額

2,205,000円以内(消費税および地方消費税を含む)

#### (5) 業務実施上の条件

委託業務の実施にあたっては、熊野古道世界遺産登録10周年事業三重県実行委員会事務局と協議しながら進めるものとします。

上記協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合があります。

#### (6) 成果品

(ア) 委託業務の実施結果を記載した「委託業務報告書」(原則としてA4版・両面印刷)  
1部(提出時期:委託業務完了時)

(イ) 上記、業務内容(1)に係る成果物 各1部

- (ウ)紙媒体以外による実施の場合は写真等履行状況が確認できるもの 1部
  - (エ)その他、実施内容の説明に必要なと思われる資料 1部
- ※上記の納品物については、必要に応じて副本の提出を求め場合があります。

**(7) 納入場所**

熊野古道世界遺産登録10周年事業三重県実行委員会

**(8) 納入期限**

平成26年3月27日(木)

### 3 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「平成25年度伊勢での熊野古道情報発信等業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定し、その提案を提出した事業者と委託契約します。

**(1) 企画提案資料の提出**

(ア) 提出期限 平成25年10月23日(水) 17時まで(必着)

(イ) 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県 地域連携部 南部地域活性化局 東紀州振興課

(ウ) 提出方法 上記提出場所に持参又は郵送等による送付  
(メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。)

**(エ) 受理の確認**

企画提案コンペ参加資格確認申請書を郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をしてください。

**(オ) 企画内容の説明**

提出された企画提案書について書類による審査を実施しますが、必要に応じ事前に記載内容の確認を求め場合がありますので、予めご了承ください。

※記載内容の確認については、企画提案資料記載の連絡先に原則Eメールにて連絡します。

### 4 提出を求める企画提案書等の内容

(1) 企画提案コンペ参加申込書(第1号様式) 1部

(2) 企画提案書 8部

原則A4版・両面長辺縦じ印刷・文字サイズ10ポイント以上で12ページ以内にまとめてください。(長辺側を綴じてください)。

なお、企画提案書には、実際に履行可能な内容を記載して下さい。

(ア) 2(1)(ア)についての効果的な取組内容の企画提案

(イ) 2(1)(イ)についての効果的な取組内容の企画提案

(ウ) 当業務を円滑に推進するための提案者の業務実施体制及び業務を完遂させるための作業項目別スケジュール

(エ) 過去に同様の実績があれば、契約相手先、契約内容の詳細等わかるものを一覧表形式で提示してください。

(オ) その他提案等

本仕様書で要求されていること以外で、事業目的に合致した提案、アピールポイント等があれば具体的に記載してください。

### (3) 見積書 1部

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して1式とするだけでなく、費用積算の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

### (4) 提案事業者に関する説明書 8部

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの（自社パンフレットの該当部分のコピー添付も可）。

### (5) 契約実績証明書（第2号様式）1部

過去3年の間に、今回の委託金額と同規模程度（または同規模以上）の契約実績がある場合、その契約内容を記載してください。

## 5 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により企画提案にかかる書類審査を実施し選定します。

### (1) 目的との合致

委託業務の目的に合致したもので効果が期待できるか。

### (2) 誘客性

具体的な企画で、実施するにあたり現実性が高いものとなっているか。

### (3) 発信力

来訪者に対して、効果的な情報発信の手段、内容となっているか。

### (4) 計画性

業務を完遂させるためのスケジュールが具体的であるか。

### (5) 業務遂行力

本業務の全体像を把握したうえで、必要な知識、能力などを活用し、業務を的確かつ円滑に遂行できる能力を備えているか。

## 6 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県及び東紀州5市町から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中ではないこと。

(3) 三重県及び東紀州5市町が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体及びその構成員ではないこと。

## 7 委託契約締結

最優秀提案者と契約条件及び業務実施内容を協議のうえ、委託契約を締結します。  
なお、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要になります。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (2) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

## 8 企画提案書等の内容についての質問の受付及び回答

質問は文書（書式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとします。質問する場合は、持参、ファクシミリ、Eメールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、Eメールの場合は10項記載の担当部局まで電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

- (1) 質問の受付期間  
平成25年10月18日（金）17時まで
- (2) 質問に対する回答  
提出いただいた質問に対しては、平成25年10月21日までにすみやかに回答します。

## 9 その他

- (1) 企画提案に要する費用の負担  
提案者の負担とします。

### (2) その他特記事項

- (ア) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (イ) 提出いただいた提案資料については、返還しません。
- (ウ) その他必要な事項は、「熊野古道世界遺産登録10周年事業三重県実行委員会会計規定」によるものとします。
- (エ) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとします。
- (オ) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって熊野古道世界遺産登録10周年事業三重県実行委員会に譲渡されるものとする。ただし、成果品等のうち、次の著作物の著作権については、帰属しないものとする。
  - (1) 雑誌等紙媒体の掲載記事
  - (2) テレビ番組
  - (3) 広告制作にあたって受託者が複製権、使用权を得た著作物また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとします。
- (カ) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人

等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - (3) 委託者に報告すること。
  - (4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (キ) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度委託者と協議すること。

## 10 問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県地域連携部南部地域活性化局東紀州振興課  
電話：059-224-2193 FAX：059-224-2418  
メール hkishu@pref.mie.jp